

令和7年9月3日

中標津町議会議長 後 藤 一 男 様

中標津町議会議員 江 口 智 子

研 修 報 告 書

以下の視察について、次のとおり報告します。

- 1 視察名 議会運営委員会道内視察
- 2 視察先 芽室町議会
- 3 視察日 令和7年8月6日（水）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

平成の大合併と言われ、自治体の合併が盛んだった平成15年、芽室町は帯広市・中札内村との合併議論がわき上がりました。結果的に合併には至りませんでした。このことを契機に行政では自治基本条例、議会では議会基本条例制定の動きが出ました。

全国初の議会基本条例（以下条例）を制定した栗山町議会、登別市議会への先進地視察を行いながら、平成19年には4つの議会条項を盛り込み、自治基本条例を先行制定しました。

しかしながら、4条文では議会条項の不足感が否めないとして、平成23年の改選後に調査・研究を深め、平成25年3月に条例制定を議決、同年4月1日の条例施行となりました。

同時に、政治倫理条例及び議会会議条例の制定、通年議会制、議会だよりの通年（毎月）発行など7項目をスタートさせています。

条例制定後には、「条例の進行管理（自己評価・委員会評価・議会評価）」「議会における計画（議会活性化計画）」「条例点検・見直し（条例改正協議）」の3点を柱に、町民との情報共有、議会白書の公表、議員全員への毎年の検証シート実施など、議会運営委員会がかじ取りを担い、議会活性化計画の実行と評価の協議を行っています。

こうした協議を通して、平成25年に策定した新・議会活性化計画を年毎に見直しながら、令和元年には実行計画・進捗工程管理を導入し、理想とする議会像のために今なすべきことを実行していくスタイルです。

常任委員会の年間開催回数は20回程度、議会運営委員会が30回程度とのことですが、

通年議会の開始とともに毎月発行とした議会だよりの編集は、条例制定前より議会運営委員会が担ってきたため、編集に当たる委員長と副委員長の負荷が大変重く、委員長は兼業なし、副委員長は自営業であるものの兼業のリズムが作り難く、議会運営委員会の委員と委員外の活動量差を課題と考えているとのこと。今後は広報広聴委員会の設置も含めて、検討するとのこと。



芽室町議会での視察の様子

また、条例に忠実に実現しようとするれば、活動量の増加が見込まれるため、同日に複数の委員会開催等、会議や活動の効率化を意識していることと、盆と正月には「自主研究調査機関」を設けて調査研究活動の時間の担保に努めています。

主権者教育においては、白樺高校との包括連携や議会モニターへの高校生の登用など、高校との交流や懇談等を通し、着実に進められていると感じました。

議会モニターは1年任期で20名となっていますが、毎年定数に達しており、どのように集められているのか尋ねたところ、公募に応ずるのは5名前後で、あとは議員個々に職業や年代等を考慮し声かけをしているとのことでした。やはり人を動かすのは、熱量なのだ実感しました。

議会モニターから提出された意見については、自分の出した意見がどうなったかをモニターさんは気にしているので、手間はかかってもモニター総括書を作成し、フィードバックをしているそうで、こうしたケアも必要だと感じました。

毎年作成する議会活性化計画は、年間を通じた視察や後援会等の予定も含んだ予算を計上して、年間計画に沿った効果的な活動となっています。

また、議会サポーターとして、1年任期で大学教授等8名に委嘱し、必要に応じたアドバイスを受ける体制ができているとのこと、例えば改選直後には条例制定当時の議長が講師となって、制定に至った経緯を講演してもらうことで、新人議員のみならず全議員が条例の意義を確認する機会となったそうです。

こうして内外からの刺激を受けながら、理想とする議会像・議員像に迫ろうとする気迫がお話の随所から感じられました。当議会も、これまでに取り入れてきた新しい取り組みを条例によって結実させ、町民から信頼される議会へと成長していきたいと思いました。



芽室町役場前にて

- 2 視察先 札幌市議会
- 3 視察日 令和7年8月7日(木)
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

札幌市議会では議会基本条例（以下条例）と、その後の検証状況について伺いました。条例の制定に当たっては、平成21年から検討が開始され、先進議会の視察や全議員による勉強会を行い、「議会はどうあるべきか」「何のための議会か」について、議会の役割や議員活動の見える化等検討したうえで、市民からの意見も募り（80件の意見が寄せられ、中には意見によって修正した文言も）、平成25年の2月に制定しました。

その後は活性化に資するため、条例第25条に則り検討組織を設置しています。名称は任意のため、期によって変わるとのことですが、令和7年度現在設置されているのは、会派の幹事長で結成される議会機能強化・改革検討委員会で、条例の検証の他、1～2か月に一度の頻度で委員会を開催し、議長の諮問事項と、各会派の提案等から優先検討項目を決定することとし、現在はオンラインでの会議の開催やタブレットの更なる活用について議論が重ねられているそうです。

直近では令和5年に検証が行われ、前文から第30条まで条文ごとに達成度を評価し、結果を公表するとともに、議員一人ひとりが認識することに注力しています。

札幌市の条例の特徴としては、先行議会の条文を参考とせず、現場で出された意見をもとに条文を検討したことと、開かれた議会を目指し、傍聴の完全自由化（議場での写真撮影OK等）や、陳情・請願の提出者に説明の機会を付与、また災害時の議会の役割を明確化したことです。

開かれた議会への取り組みとしては、議場見学ツアー（出前講座を検討）の開催や、市議会HPのキッズページに、学校の自由研究用テーマを設けるなど、主権者教育も絡めた実践は参考にするべきと思いました。

もう一点、参考にするべきは、条例第15条に定める「市民参加」について、委員会や幹事会で協議し、公聴会や聴聞会の枠組みを活用して学識者や著名人等から学ぶ機会を設けている点です。そのため議会費の当初予算では、講師への謝礼も予算立てしているそうです。調査研究のために、専門的な知見を要する際にはこうした取り組みのしかたがあるのだと思いました。



札幌市議会での視察の様子

- 2 視察先 鹿追町議会
- 3 視察日 令和7年8月8日（金）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

鹿追町の議会基本条例（以下条例）は、全国初の条例制定をした栗山町の条例を参考として、平成22年3月に制定されました。条例は開かれた議会、親しみ分かりやすい議会を目指し、「議会の最高規範」「まちなか会議の開催」「政務調査費の交付及び第三者審議会の設置」「反問権と反論権」を4つのポイントとしています。

平成12年には女性一日議会、平成13年にはナイター議会、平成14年には子ども議会の開催など、条例制定以前より町民に対し開かれた議会を目指した活動をしています。

前々期より、広報広聴委員会を常任化（鹿追町議会の常任委員会は4年間同じ委員で、広聴部会5名・広報部会5名）し、広聴活動としては議会報告会や各種団体との懇談と並んで、お呼ばれ懇談会、まちなか女性議会、まちなか青年会議、最近では「カフェでひとこと」という括りで町営のカフェに町民が自由に集い、年に複数回、担当議員2名と懇談や意見交換をするスタイルが定着しています。

中標津町議会としても、議会報告会のあり方を模索している中であって、精力的に工夫を凝らして懇談の機会を持っていることは大変参考になりました。

また、平成31年に条例を一部改正し、全員協議会を原則公開とした理由については、町の抱える問題は町民に知ってもらう必要があるからとの理由で、事前に内部協議等を設けることもなく、常に公開をしているそうです。当議会は本会議と委員会のみ傍聴案内をしていますが、全員協議会も公開し議員の意見を傍聴してもらうことも考えるべきではないかと思いました。

政務調査費については、使途はほとんど研修参加費に充てられており、多くは千葉県や滋賀県の市町村アカデミーへの参加とのことでした。

議員定数11名（1名は欠員）のうち、4名が新人であり、条例の意義や活性化に向かうべき姿勢について、どのように議会全体に行きわたらせているか伺ったところ、新人4名のうち2名が条例制定時の議会事務局長と係長であったそうで、誰よりも内容を理解されているとのことでした。議員のなり手不足解消のためにも、大きく貢献されていると思いますが、次期改選に向けては既に議員塾を開塾し、令和9年3月まで全5回、3月と9月定例会時に実施するそうです。本年3月開催時には、将来議員を目指す方が2名参加し、議員の活動量などレクチャーを行いました。5回中参加回数は自由で、希望者はだれでも参加可能とのことでした。



鹿追町議会 上嶋議長

当議会においても、栗山町の議員の学校はじめ、各地に広がるこうした動きは、なり手不足の解消のみならず、議会のことを深く理解し即戦力となり得る人材確保のためにも必要だと感じました。



鹿追町議会での視察の様子